

○総務省令第五十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十五日

総務大臣 野田 聖子

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(定義等)

第二条 電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、別に規定するもののほか、次の定義に従うものとする。

「一〇三三七の五 略」

三十七の六 「VHFデータ交換装置」とは、船舶局又は海岸局の無線設備であつて、無線通信規則付録第十八の表に掲げる周波数の電波を使用し、船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間においてデジタル変調方式によるデータ交換を行うもの(デジタル選択呼出装置、船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び搜索救助用位置指示送信装置を除く。)をいう。

三十七の七 [略]

三十七の八 [略]

「三十八〇九十三 略」

〔2 略〕

第十三条の三の三 船上通信局又は船舶局が船上通信設備を使用して通信を行う場合の電波の型式及び周波数並びに空中線電力をそれぞれ次の表のとおり定める。

電波の型式及び周波数	空 中 線 電 力
F三E電波一五六・七五MHz又は一五六・八五MHz	一ワット以下
F一D電波及びF一E電波又はF三E電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数で別に告示するもの	二ワット以下

(簡易な操作)

第三十三条 法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。

「一・二 略」

三 次に掲げる無線局の無線設備の操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの

(1) 船舶局(船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、船舶自動識別装置(通信操作を除く。))及びVHFデータ交換装置(通信操作を除く。)に限る。(

〔2〕 略

四 次に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く。)の無線設備の通信操作

(1) 陸上に開設した無線局(海岸局)〔2〕に掲げるものを除く。)、航空局、船上通信局、無線航行局及び海岸地球局並びに次号(4)の航空地球局を除く。(

(2) 海岸局(船舶自動識別装置及びVHFデータ交換装置に限る。)

(定義等)

第二条 「同上」

「一〇三三七の五 同上」

〔新設〕

三十七の六 「同上」

三十七の七 「同上」

「三十八〇九十三 同上」

〔2 同上〕

第十三条の三の三 「同上」

電波の型式及び周波数	空 中 線 電 力
F三E電波一五六・七五MHz又は一五六・八五MHz	一ワット以下
F三E電波四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数で別に告示するもの	二ワット以下

(簡易な操作)

第三十三条 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

(1) 船舶局(船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話及び船舶自動識別装置(通信操作を除く。))に限る。(

〔2〕 同上

四 「同上」

(1) 陸上に開設した無線局(海岸局、航空局、船上通信局、無線航行局及び海岸地球局並びに次号(4)の航空地球局を除く。)

(2) 海岸局(船舶自動識別装置に限る。)

<p>(3) 船舶局（船舶自動識別装置及びVHFデータ交換装置に限る。）</p> <p>〔4〕(7) 略</p> <p>〔五〕八 略</p> <p>別表第五号 定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）</p> <p>〔一〕九 略</p> <p>十 船舶局</p> <p>〔1〕・(2) 略</p> <p>(3) 特定船舶局であつてF二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備（船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。）、簡易型船舶自動識別装置、VHFデータ交換装置及びレーダー以外の無線設備を設置しないもの</p> <p>〔4〕 略</p> <p>〔十一〕三十二 略</p>	<p>(3) 船舶局（船舶自動識別装置に限る。）</p> <p>〔4〕(7) 同上</p> <p>〔五〕八 同上</p> <p>別表第五号 〔同上〕</p> <p>〔一〕九 同上</p> <p>十 船舶局</p> <p>〔1〕・(2) 同上</p> <p>(3) 特定船舶局であつてF二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備（船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く。）、簡易型船舶自動識別装置及びレーダー以外の無線設備を設置しないもの</p> <p>〔4〕 同上</p> <p>〔十一〕三十二 同上</p>
---	--

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(無線局免許手続規則の一部改正)

第二条 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

添 付 書	改 正 前
<p>別表第二号第3 船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）及び船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。以下この別表において同じ。）の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）</p> <p>宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。</p> <p>[1 略]</p>	<p>別表第二号第3 [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>[1 同左]</p>

2 2枚目 (船舶局に限る。)

		19 無線局の区別		※ 整理番号		
20	電波の型式並びに希望する周波数範囲及び空中線電力	(1) 法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備			(2) (1)以外の無線設備	
		<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz) の無線設備の機器 [ J ] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 W <input type="checkbox"/> F3E W <input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 [ K ] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 [ L ] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W <input type="checkbox"/> J3E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4177.5 6268 8376.5 12520 16695 kHz W <input type="checkbox"/> 船舶自動識別装置 [ S ] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 12.5W <input type="checkbox"/> F1D 156.025 - 156.5125 MHz, 156.5375 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.8875 MHz, 160.9125 - 160.9625 MHz 及び161.5 - 162.025 MHz 12.5kHz間隔の周波数 182波 12.5W <input type="checkbox"/> F1D 156.025 - 156.5 MHz, 156.55 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.875 MHz, 160.925 - 160.95 MHz 及び161.5 - 162.025 MHz 25kHz間隔の周波数 91波 12.5W <input type="checkbox"/> 捜索救助用 レーダートランスポンダ [ M ] <input type="checkbox"/> QON 9350 MHz 0.4W <input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [ Q ] <input type="checkbox"/> F1D 161.975 162.025 MHz 1.0W <input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [ N ] <input type="checkbox"/> G1B 406.025 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.031 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.04 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W <input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [ E ] <input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.031 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.04 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W <input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [ P ] <input type="checkbox"/> F3E 150 MHz (ch 15 - 17) W <input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話 [ T ] <input type="checkbox"/> A3E 121.5 123.1 MHz W	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150MHz) の無線設備の機器 [ J ] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 W <input type="checkbox"/> F3E W <input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz DSB) の無線設備の機器 [ X ] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 超短波帯 (40 MHz DSB) の無線設備の機器 [ W ] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz SSB) の無線設備の機器 [ U ] <input type="checkbox"/> J3E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz DSB) の無線設備の機器 [ V ] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 船上通信設備 [ I ] <input type="checkbox"/> F3E 457.525 457.55 457.575 MHz W <input type="checkbox"/> F1D F1E 457.51625 - 457.584375MHz及び 467.51625 - 467.584375MHz 6.25kHz間隔の24波 W <input type="checkbox"/> レーダー [ G ] <input type="checkbox"/> PON 9410 MHz kW <input type="checkbox"/> 簡易型船舶自動識別装置 [ R ] <input type="checkbox"/> F1D 161.5 - 162.025 MHzまでの25kHz間隔の周波数 22波 2W <input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置 [ Y ] W <input type="checkbox"/> その他の設備 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
		長 辺		(日本工業規格A列4番)		

2 2枚目 (船舶局に限る。)

		19 無線局の区別		※ 整理番号		
20	電波の型式並びに希望する周波数範囲及び空中線電力	(1) 法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備			(2) (1)以外の無線設備	
		<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz) の無線設備の機器 [ J ] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 W <input type="checkbox"/> F3E W <input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 [ K ] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 [ L ] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W <input type="checkbox"/> J3E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4177.5 6268 8376.5 12520 16695 kHz W <input type="checkbox"/> 船舶自動識別装置 [ S ] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 12.5W <input type="checkbox"/> F1D 156.025 - 156.5125 MHz, 156.5375 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.8875 MHz, 160.9125 - 160.9625 MHz 及び161.5 - 162.025 MHz 12.5kHz間隔の周波数 182波 12.5W <input type="checkbox"/> F1D 156.025 - 156.5 MHz, 156.55 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.875 MHz, 160.925 - 160.95 MHz 及び161.5 - 162.025 MHz 25kHz間隔の周波数 91波 12.5W <input type="checkbox"/> 捜索救助用 レーダートランスポンダ [ M ] <input type="checkbox"/> QON 9350 MHz 0.4W <input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [ Q ] <input type="checkbox"/> F1D 161.975 162.025 MHz 1.0W <input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [ N ] <input type="checkbox"/> G1B 406.025 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.031 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.04 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W <input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [ E ] <input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.031 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.04 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W <input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [ P ] <input type="checkbox"/> F3E 150 MHz (ch 15 - 17) W <input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話 [ T ] <input type="checkbox"/> A3E 121.5 123.1 MHz W	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150MHz) の無線設備の機器 [ J ] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 W <input type="checkbox"/> F3E W <input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz DSB) の無線設備の機器 [ X ] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 超短波帯 (40 MHz DSB) の無線設備の機器 [ W ] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz SSB) の無線設備の機器 [ U ] <input type="checkbox"/> J3E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz DSB) の無線設備の機器 [ V ] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 船上通信設備 [ I ] <input type="checkbox"/> F3E 457.525 457.55 457.575 MHz W <input type="checkbox"/> レーダー [ G ] <input type="checkbox"/> PON 9410 MHz kW <input type="checkbox"/> 簡易型船舶自動識別装置 [ R ] <input type="checkbox"/> F1D 161.5 - 162.025 MHzまでの25kHz間隔の周波数 22波 2W <input type="checkbox"/> その他の設備 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>			
		長 辺		(日本工業規格A列4番)		

[3 略]

[注1～44 略]

別表第二号の二第6 船舶局（特定船舶局を除く。以下この別表において同じ。）の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[1 略]

[3 同左]

[注1～44 同左]

別表第二号の二第6 船舶局（特定船舶局を除く。）の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[1 同左]

2 2 枚目

		14 無線局の区別		※ 整理番号	
15 特殊な設備					
機器の種類	台数	検定番号等又は名称	製造番号	補足事項	
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(超短波帯)	[DSR]				
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(中短波帯)	[DSR]				
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(中短波帯及び短波帯)	[DSR]				
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機(英文)	[NR1]				
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機(和文)	[NRN]				
<input type="checkbox"/> インマルサット高機能グループ呼出受信機	[EGC]				
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話(施行規則第28条第5項に規定するものを除く。)	[LP]				
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話(施行規則第28条第5項に規定するもの)	[LP]				
<input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話	[SAW]				
<input type="checkbox"/> 船上通信設備	[FMB]				
<input type="checkbox"/> レーダー	[R]				
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識	[SE]				
<input type="checkbox"/> 搜索救助用レーダートランスポンダ	[LTL]				
<input type="checkbox"/> 搜索救助用位置指示送信装置	[ATL]				
<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備	[VDR]				
<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置	[VDE]				
<input type="checkbox"/> 無線方位測定機	[ADF]				
<input type="checkbox"/> 周波数測定装置	[W]				
<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置	[LRN]				
<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置	[GPS]				
<input type="checkbox"/> ファクシミリ受信機	[F]				
<input type="checkbox"/> その他 ( )					

短辺

(日本工業規格A列4番)

2 2 枚目

		14 無線局の区別		※ 整理番号	
15 特殊な設備					
機器の種類	台数	検定番号等又は名称	製造番号	補足事項	
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(超短波帯)	[DSR]				
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(中短波帯)	[DSR]				
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(中短波帯及び短波帯)	[DSR]				
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機(英文)	[NR1]				
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機(和文)	[NRN]				
<input type="checkbox"/> インマルサット高機能グループ呼出受信機	[EGC]				
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話(施行規則第28条第5項に規定するものを除く。)	[LP]				
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話(施行規則第28条第5項に規定するもの)	[LP]				
<input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話	[SAW]				
<input type="checkbox"/> 船上通信設備	[FMB]				
<input type="checkbox"/> レーダー	[R]				
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識	[SE]				
<input type="checkbox"/> 搜索救助用レーダートランスポンダ	[LTL]				
<input type="checkbox"/> 搜索救助用位置指示送信装置	[ATL]				
<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備	[VDR]				
<input type="checkbox"/> 無線方位測定機	[ADF]				
<input type="checkbox"/> 周波数測定装置	[W]				
<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置	[LRN]				
<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置	[GPS]				
<input type="checkbox"/> ファクシミリ受信機	[F]				
<input type="checkbox"/> その他 ( )					

短辺

(日本工業規格A列4番)



[3・4 略]

[注1～26 略]

別表第二号の三第3 特定船舶局、船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下この別表において同じ。）、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものを除く。）及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）

[（表面）略]

[3・4 同左]

[注1～26 同左]

別表第二号の三第3 [同左]

[（表面）同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

[注1～43 略]

工 事 設 計 書				※ 整理番号
31 機器の種類	32 製造者名	33 検定番号等又は名称	34 製造番号	35 特殊な装置
<input type="checkbox"/> 27MHz送受信機 [27M]				<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [LP]				<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文) [NRN]
<input type="checkbox"/> レーダー [R]				<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]				<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]				<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 [S]
<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [ATL]				<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置 [SM]
<input type="checkbox"/> 40MHz送受信機 [40M]				<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [ADF]
<input type="checkbox"/> 150MHz送受信機 (AM) [150]				<input type="checkbox"/> データ伝送装置 [DT]
<input type="checkbox"/> 携帯型150MHz送受信機 (FM) [JP]				<input type="checkbox"/> その他 ( )
<input type="checkbox"/> 固定型150MHz送受信機 (FM) [JU]				<input type="checkbox"/> その他 ( )
<input type="checkbox"/> VHFデータ交換装置 [VDE]				<input type="checkbox"/> その他 ( )
<input type="checkbox"/> 400MHz送受信機 (FM) [400]				36 ATIS番号
<input type="checkbox"/> その他 ( )				37 船舶等識別番号
<input type="checkbox"/> その他 ( )				38 その他の工事設計 <input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。
39 備考				

長

辺

(裏面)

[注1～43 同左]

工 事 設 計 書				※ 整理番号
31 機器の種類	32 製造者名	33 検定番号等又は名称	34 製造番号	35 特殊な装置
<input type="checkbox"/> 27MHz送受信機 [27M]				<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [LP]				<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文) [NRN]
<input type="checkbox"/> レーダー [R]				<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]				<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]				<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 [S]
<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [ATL]				<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置 [SM]
<input type="checkbox"/> 40MHz送受信機 [40M]				<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [ADF]
<input type="checkbox"/> 150MHz送受信機 (AM) [150]				<input type="checkbox"/> データ伝送装置 [DT]
<input type="checkbox"/> 携帯型150MHz送受信機 (FM) [JP]				<input type="checkbox"/> その他 ( )
<input type="checkbox"/> 固定型150MHz送受信機 (FM) [JU]				<input type="checkbox"/> その他 ( )
<input type="checkbox"/> 400MHz送受信機 (FM) [400]				36 ATIS番号
<input type="checkbox"/> その他 ( )				37 船舶等識別番号
<input type="checkbox"/> その他 ( )				38 その他の工事設計 <input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。
39 備考				

長

辺

(裏面)

(無線設備規則の一部改正)

第三条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

〔第一章～第三章 略〕

第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

〔第一節～第二節の十三 略〕

第三節 船舶局及び海岸局並びにインマルサット船舶地球局等の無線設備（第三十七条の二十八―第四十五条の三の七）

〔第三節の二～第九節 略〕

〔第五章 略〕

附則

（選択呼出装置等）

第九条の二 次の表の上欄に掲げる無線局で別に告示するものについては、同表の下欄に掲げる装置で別に告示する技術的条件に適合するものを装置しなければならない。

〔表略〕

〔2～5 略〕

6 二六・一MHzを超え二八MHz以下、二九・七MHzを超え四一MHz以下又は一四六MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局のデータ伝送装置（船舶又は海岸局の識別、船舶の位置その他情報を自動的に送受信する機能を有するもの（船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及びVHFデータ交換装置を除く。）をいう。）は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
〔一～三 略〕		
三の二 次に掲げる送信設備	四〇	三〇
（一） 船舶自動識別装置		
（二） 簡易型船舶自動識別装置		
（三） VHFデータ交換装置		
〔四～十八 略〕		

目次

〔第一章～第三章 同上〕

第四章 〔同上〕

〔第一節～第二節の十三 同上〕

第三節 船舶局及び海岸局並びにインマルサット船舶地球局等の無線設備（第三十七条の二十八―第四十五条の三の五）

〔第三節の二～第九節 同上〕

〔第五章 同上〕

附則

（選択呼出装置等）

第九条の二 〔同上〕

〔表同上〕

〔2～5 同上〕

6 二六・一MHzを超え二八MHz以下、二九・七MHzを超え四一MHz以下又は一四六MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局のデータ伝送装置（船舶又は海岸局の識別、船舶の位置その他情報を自動的に送受信する機能を有するものをいう。）は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 〔同上〕

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
〔一～三 同上〕		
三の二 船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	四〇	三〇
〔四～十八 同上〕		

〔2〕4 略〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

〔2〕22 略〕

23 無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線局(VHFデータ交換装置を除く。)の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

〔表略〕

〔24〕30 略〕

31] VHFデータ交換装置又はデジタル船上通信設備(F1D電波及びF1E電波であつて、四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数を使用する船上通信設備をいう。以下同じ。)の無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、二ナノワット以下でなければならない。

(F3E電波等を使用する無線局等の無線設備の条件)

第四十条の二 〔略〕

2 前項の無線局及びデジタル船上通信設備の無線局の送信空中線は、発射する電波の偏波面が垂直となるものであり、かつ、当該無線局の空中線(移動局のものに限る。)の指向特性は、水平面無指向性でなければならない。

3 第一項の無線局及びデジタル船上通信設備の無線局の船上通信設備であつて、四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの(船舶に設置するものに限る。)の送信空中線は、前項の規定によるほか、その高さが航海船橋から三・五メートルを超えるものであつてはならない。

〔4 略〕

(VHFデータ交換装置)

第四十五条の三の六 VHFデータ交換装置は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 変調方式は、チャネル(無線通信規則付録第十八号に規定する周波数であつて、帯域幅が二五kHzのもの)をいう。以下第三号及び別表第二号74において同じ。)の使用方法に応じ、次のとおりであること。

〔2〕4 同上〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 〔同上〕

〔2〕22 同上〕

23 無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

〔表同上〕

〔24〕30 同上〕

〔新設〕

(F3E電波等を使用する無線局等の無線設備の条件)

第四十条の二 〔同上〕

2 前項の無線局の送信空中線は、発射する電波の偏波面が垂直となるものであり、かつ、当該無線局の空中線(移動局のものに限る。)の指向特性は、水平面無指向性でなければならない。

3 第一項の無線局の船上通信設備であつて、四五〇MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの(船舶に設置するものに限る。)の送信空中線は、前項の規定によるほか、その高さが航海船橋から三・五メートルを超えるものであつてはならない。

〔4 同上〕

〔新設〕

- イ 一のチャンネルを使用するもの 四分の  $\pi$  差動四相位相変調又は八分の  $\pi$  差動八相位相変調
- ロ 隣接する二のチャンネルを統合して使用するもの マルチサブキャリア一六値直交振幅変調（サブキャリア数は一六とする。）
- ハ 隣接する四のチャンネルを統合して使用するもの マルチサブキャリア一六値直交振幅変調（サブキャリア数は三二とする。）
- 二 通信方式は、単信方式、複信方式又は半複信方式であること。
- 三 隣接チャンネル漏洩電力は、次のとおりであること。
  - イ 一のチャンネルを使用するもの 搬送波の周波数から二五kHz離れた周波数の（±）一・二・五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値
  - ロ 隣接する二のチャンネルを統合して使用するもの 搬送波の周波数から三七・五kHz離れた周波数の（±）一・二・五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値
  - ハ 隣接する四のチャンネルを統合して使用するもの 搬送波の周波数から六二・五kHz離れた周波数の（±）一・二・五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より六〇デシベル以上低い値
- 四 移動する無線局の送信空中線の絶対利得は、二・一四デシベル（±）一デシベル以内であること。
- 五 総務大臣が別に告示するキャリアセンスを備え付けていること。

（デジタル船上通信設備）

- 第四十五条の三の七 デジタル船上通信設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。
- 一 変調方式は、四値周波数偏位変調であること。
  - 二 通信方式は、単信方式又は半複信方式であること。
  - 三 隣接チャンネル漏洩電力は、搬送波の周波数から六・二五kHz離れた（±）二・一八七五kHzの帯域内に輻射される電力が搬送波電力より五五デシベル以上低い値であること。
  - 四 送信空中線の絶対利得は、二・一四デシベル以下であること。

〔第三節の二 略〕

（狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備）  
 第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式（変調方式が四分の  $\pi$  シフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。）の無線局の無線設備であつて、一四二MHzを超え一七〇MHz以下、一三五MHzを超え二七五MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。ただし、

〔新設〕

〔第三節の二 同上〕

（狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備）  
 第五十七条の三の二 狭帯域デジタル通信方式（変調方式が四分の  $\pi$  シフト四相位相変調、オフセット四相位相変調、四値周波数偏位変調、一六値直交振幅変調又はマルチサブキャリア一六値直交振幅変調であるものをいう。以下同じ。）の無線局の無線設備であつて、一四二MHzを超え一七〇MHz以下、一三五MHzを超え二七五MHz以下又は三三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。ただし、

放送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、海岸局、船舶局、船上通信局、航空局、基地局（第四十九条の三十二に定めるものに限る。）、陸上移動局（同条に定めるものに限る。）、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

【一〇三 整】  
【二・三 整】

別表第一号（第5条関係）  
周波数の許容偏差の表

【表略】

【注1～24 略】

25 450MHzを超え467.5875MHz以下の周波数の電波を使用する船上通信設備の送信設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) チャネル間隔が25kHzのもの 5 (10<sup>-9</sup>)

(2) チャネル間隔が6.25kHzのもの 1.5 (10<sup>-6</sup>)

【26～45 略】

46 船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置、捜索救助用位置指示送信装置及びVHFデータ交換装置の使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置の送信設備 500Hz

(2) VHFデータ交換装置

ア 移動しない無線局 5 (10<sup>-9</sup>)

イ 移動する無線局 10 (10<sup>-6</sup>)

【47～57 略】

別表第二号（第6条関係）

【第1～第36 略】

第37 実数零点単側波帯変調方式又は狭帯域デジタル通信方式の無線局、簡易無線局（デジタル簡易無線局に限る。）及びデジタル船上通信設備の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場

放送番組中継を行う固定局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、小電力セキュリティシステムの無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、海岸局、船舶局、海上通信局、航空局、基地局（第四十九条の三十二に定めるものに限る。）、陸上移動局（同条に定めるものに限る。）、実験試験局、アマチュア局及び簡易無線局並びに総務大臣が次に掲げる条件を適用することが困難又は不合理と認めて別に告示する無線局の無線設備については、この限りでない。

【一〇三 同上】  
【二・三 同上】

別表第一号（第5条関係）  
周波数の許容偏差の表

【表同左】

【注1～24 同左】

25 450MHzを超え467.58MHz以下の周波数の電波を使用する船上通信設備の送信設備については、その電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、5 (10<sup>-9</sup>) とする。

【26～45 同左】

46 船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及び捜索救助用位置指示送信装置の使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、500Hzとする。

【新設】

【47～57 同左】

別表第二号（第6条関係）

【第1～第36 同左】

第37 実数零点単側波帯変調方式又は狭帯域デジタル通信方式の無線局及び簡易無線局（デジタル簡易無線局に限る。）の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示

合には、電波の型式に冠して表示する。ただし、第 57 条の 3 の 2 ただし書の規定により総務大臣が別に告示する無線局の無線設備に係るものについては、総務大臣が別に告示する。

[ 1～3 略]

[第 38～第 73 略]

第 74 VHF データ交換装置の占有周波数帯幅の許容値は、第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

- 1 一のチャンネルを使用するもの 21kHz
- 2 隣接する二のチャンネルを統合して使用するもの 47kHz
- 3 隣接する四のチャンネルを統合して使用するもの 90kHz

別表第三号（第 7 条関係）

[ 1～60 略]

61 VHF データ交換装置の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値
1 GHz 未満	任意の 100kHz の帯域幅における平均電力が 0.25 $\mu$ W 以下
1 GHz 以上	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が 1 $\mu$ W 以下

62 船上通信設備（デジタル船上通信設備に限る。）の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、中心周波数からの離調が 9.375kHz を超える周波数帯において、0.25  $\mu$ W 以下の値とする。

63 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から 62 までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

する。ただし、第 57 条の 3 の 2 ただし書の規定により総務大臣が別に告示する無線局の無線設備に係るものについては、総務大臣が別に告示する。

[ 1～3 同左]

[第 38～第 73 同左]

[新設]

別表第三号（第 7 条関係）

[ 1～60 同左]

[新設]

[新設]

61 総務大臣は、特に必要があると認めるときは、1 から 60 までの規定にかかわらず、その値を別に定めることができる。

備考 表中の [ ] の記載及び本表規定の「」を傍線をついた略記部分を除く全体にわたる傍線は別記による。



（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(特定無線設備等)

第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。

〔一〕七十五 略

七十六 無線設備四十五条の三の六においてその無線設備の条件が定められているVHFデュータ交換装置であつて、船舶局に使用するもの

七十七 無線設備四十五条の三の七においてその無線設備の条件が定められているデジタル船上通信設備

〔2 略〕

別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五条関係)

一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。

〔1〕(2) 略

(3) 特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

置	装	一
	二	試験項目
	三	測定器等
		四 特定無線設備の種別
		〔略〕
		備設線無の号五十七第項一第条二第
		備設線無の号六十七第項一第条二第
		備設線無の号七十七第項一第条二第

(特定無線設備等)

第二条 〔同上〕

〔一〕七十五 同上

〔新設〕

〔新設〕

〔2 同上〕

別表第一号 〔同上〕

一 〔同上〕

〔1〕(2) 同上

(3) 〔同上〕

ア 〔同上〕

置	装	一
	二	試験項目
	三	測定器等
		四 特定無線設備の種別
		〔同上〕
		備設線無の号五十七第項一第条二第

置 装 信 送												
送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	ブレエンファシス特性	変調衝撃係数	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	比吸収率	空中線電力	スプリアス発射又は不要発射の強度	占有周波数帯幅	周波数
低周波発振器 オシロスコープ	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	低周波発振器 電力計	低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	低周波発振器 比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	低周波発振器 擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器

									○	○	○	○
									○	○	○	○
									○	○	○	○

置 装 信 送												
送信時間	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	総合歪及び雑音	総合周波数特性	搬送波電力	ブレエンファシス特性	変調衝撃係数	周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	比吸収率	空中線電力	スプリアス発射又は不要発射の強度	占有周波数帯幅	周波数
低周波発振器 オシロスコープ	オシロスコープ又はスペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	低周波発振器 電力計	低周波発振器 スペクトル分析器	低周波発振器 直線検波器	低周波発振器 オシロスコープ	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	低周波発振器 比吸収率測定装置	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	低周波発振器 擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	周波数計又はスペクトル分析器

									○	○	○	○
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---

置 装 信 受													
性	変動	局 部 発 振 器 の 周 波 数	相 互 変 調 特 性	感 度 抑 圧 効 果	隣 接 チ ャ ネ ル 選 択 度	ス プ リ ア ス ・ レ ス ポ ン ス	減 衰 量	通 過 帯 域 幅	感 度	副 次 的 に 発 生 す る 電 波 等 の 限 度	送 信 速 度	搬 送 波 を 送 信 し て い な い と き の 電 力	隣 接 チ ャ ネ ル 漏 え い 電 力 又 は 帯 域 外 漏 え い 電 力
直 線 検 波 器	低 周 波 発 振 器	周 波 数 計	標 準 信 号 発 生 器 レ ベ ル 計 又 は 歪 率 雑 音 計	標 準 信 号 発 生 器 レ ベ ル 計	低 周 波 発 振 器 標 準 信 号 発 生 器 レ ベ ル 計 又 は オ シ ロ ス コ ー プ	標 準 信 号 発 生 器 レ ベ ル 計 又 は 歪 率 雑 音 計	周 波 数 計 レ ベ ル 計	標 準 信 号 発 生 器 周 波 数 計 レ ベ ル 計	標 準 信 号 発 生 器 レ ベ ル 計 又 は 歪 率 雑 音 計	電 界 強 度 測 定 器 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	低 周 波 発 振 器 オ シ ロ ス コ ー プ	電 力 測 定 用 受 信 機 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	低 周 波 発 振 器 電 力 測 定 用 受 信 機 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器

										○			
										○			○
										○			○

置 装 信 受													
性	変動	局 部 発 振 器 の 周 波 数	相 互 変 調 特 性	感 度 抑 圧 効 果	隣 接 チ ャ ネ ル 選 択 度	ス プ リ ア ス ・ レ ス ポ ン ス	減 衰 量	通 過 帯 域 幅	感 度	副 次 的 に 発 生 す る 電 波 等 の 限 度	送 信 速 度	搬 送 波 を 送 信 し て い な い と き の 電 力	隣 接 チ ャ ネ ル 漏 え い 電 力 又 は 帯 域 外 漏 え い 電 力
直 線 検 波 器	低 周 波 発 振 器	周 波 数 計	標 準 信 号 発 生 器 レ ベ ル 計 又 は 歪 率 雑 音 計	標 準 信 号 発 生 器 レ ベ ル 計	低 周 波 発 振 器 標 準 信 号 発 生 器 レ ベ ル 計 又 は オ シ ロ ス コ ー プ	標 準 信 号 発 生 器 レ ベ ル 計 又 は 歪 率 雑 音 計	周 波 数 計 レ ベ ル 計	標 準 信 号 発 生 器 周 波 数 計 レ ベ ル 計	標 準 信 号 発 生 器 レ ベ ル 計 又 は 歪 率 雑 音 計	電 界 強 度 測 定 器 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	低 周 波 発 振 器 オ シ ロ ス コ ー プ	電 力 測 定 用 受 信 機 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器	低 周 波 発 振 器 電 力 測 定 用 受 信 機 又 は ス ペ ク ト ル 分 析 器

										○			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

総合量及び雑音	標準信号発生器 至雑雑音計			
---------	------------------	--	--	--

[注1～3 略]

[イ・ウ 略]

[11・13 略]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものと  
する。

[様式略]

[注1～3 略]

- 4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証  
明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表  
に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
[略]	
第2条第1項第75号に掲げる無線設備	C R
第2条第1項第76号に掲げる無線設備	P T
第2条第1項第77号に掲げる無線設備	Q T

[5 略]

総合量及び雑音	標準信号発生器 至雑雑音計			
---------	------------------	--	--	--

[注1～3 同左]

[イ・ウ 同左]

[11・13 同左]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

[同左]

[様式同左]

[注1～3 同左]

- 4 [同左]

特定無線設備の種別	記号
[同左]	
第2条第1項第75号に掲げる無線設備	C R

[5 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第五条 登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第五号 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）が行う検査の実施項目（第十六条第一項関係）

〔第一・第二 略〕  
第三 無線設備

二 電気的特性の点検

局 船 船	無線局の種別及び無線設備名		点検の項目	備考
	〔略〕	〔略〕		
局 船 船	船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及びVHFデータ交換装置		〔二〕四 略	備考
	〔略〕	〔略〕		

〔注1〕3 略  
〔三 略〕

別表第七号 登録検査等事業者等が行う点検の実施項目（第十九条第一項関係）

〔第一・第二 略〕  
第三 無線設備

二 電気的特性の点検

局 船 船	無線局の種別及び無線設備名		点検の項目	備考
	〔略〕	〔略〕		
局 船 船	船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及びVHFデータ交換装置		〔二〕四 略	備考
	〔略〕	〔略〕		

〔注1〕4 略  
〔三 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正前

別表第五号 「同上」

〔第一・第二 同上〕  
第三 無線設備

二 電気的特性の点検

局 船 船	無線局の種別及び無線設備名		点検の項目	備考
	〔同上〕	〔同上〕		
局 船 船	船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置		〔二〕四 同上	備考
	〔同上〕	〔同上〕		

〔注1〕3 同上  
〔三 同上〕

別表第七号 「同上」

〔第一・第二 同上〕  
第三 無線設備

二 電気的特性の点検

局 船 船	無線局の種別及び無線設備名		点検の項目	備考
	〔同上〕	〔同上〕		
局 船 船	船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置		〔二〕四 同上	備考
	〔同上〕	〔同上〕		

〔注1〕4 同上  
〔三 同上〕

附 則

この省令は、公布の日から施行する。